

参議院地方行政委員会會議録第五十二号

昭和二十七年六月十四日(土曜日)午後
二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 中田 吉雄君
委員 石村 幸作君
高橋進太郎君
宮田 重文君
岡本 愛祐君
館 哲二君
原 虎一君
門司 亮君

衆議院議員

政府委員

地方自治
政務次官 藤野 繁雄君
地方自治庁次長 鈴木 俊一君
地方自治庁行政課長 長野 士郎君
地方自治庁財政課長 奥野 誠亮君
地方自治庁公務員課長 佐久間 彌君
事務局側
常任委員 福永興一郎君
常任委員 会専門員 武井 群嗣君
常任委員 会専門員 武井 群嗣君

本日の会議に付した事件

○地方公営企業法案(内閣送付)

○委員長(西郷吉之助君) それではこ
れより開会いたします。本日は地方公
営企業法案に対する質疑を続行して参
ります。

○岡本愛祐君 本法案に対する衆議院
側の修正点が大きかつたようであり
ますが、それについて先ず最初に政府
委員から説明をさせて頂きたいと思
います。

○委員長(西郷吉之助君) 今その点に
つきまして、提案者の門司さんに只今
連絡してありますから追つて見ると思
いますから、その際修正案について説
明いたさせていただきます。

○岡本愛祐君 了承いたしました。

○原虎一君 第二條の第二項の「地方
公共団体は、政令で定める基準に従
い、條例で定めるところにより、地方
公共団体の経営する地方公営企業以外
の企業に、この法律の規定の全部又は
一部を適用することができ、これを
御説明願つておきたいのです。それは
具体的な例がありますれば例を挙げて
御説明願いたいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) これは第二
條の一項を受けておるわけでございま
すが、第二條の第一項では水道につい
て五十人以上、軌道事業、自動車運送
事業、地方鉄道事業は百人以上、電
氣、ガスは三十人以上というふうな相
当大規模の地方公営企業だけを抑えて
おるわけでございます。範圍も一応、附
帯事業は含まれますがこの範圍に限定
をいたしておるわけでございます。か
ように限定いたしました趣旨は、後の
ほうに出て参りますように地方公営企
業としてこの法律の適用を受けさせる
と特別に管理者を置かなければならな
いとか、管理者と長との關係とか、或

いは企業の管理規程その他相当行政に
ついて独立性を組織の上で持つて来る
わけでありまして、又殊に財務の点に至
りましては特別会計を設けること自体
が、現在もそうなつておりますから
特に問題はございませんが、いわゆる
発生主義によりまして普通の一般会社
と同じような方式の企業の経営をとる
ことになるわけでございます。これは
普通の地方公共団体の現在までの通常
の職員の知識経験をこえておると申し
ますかやはり相当の専門的な知識を必
要としておるのでございます。会計の
關係はさうなことで或る程度複雑に
なり詳しくなるわけでございますが、
そういうような点から申しますと、
この規模を余りに小さくいたしまして
小さな地方公共団体の公営企業に皆適
用するということになりますと、非
常に無理な複雑な組織を設け複雑な行
政手続を要求することになりまして無
理であるのであります。殊に新しい
制度でございましてので相当大規模の
ものに当然に適用する、こういう原則
を第二條第一項ではきめておるのでご
ざいます。二項では、従つてさうな
原則的に適用をする範圍が絞つており
ますが、併し地方団体が複雑な組織
になり複雑な会計制度になつても差支
えないと、こういう場合にはそれを抑
制する必要がございせんので、そう
いうものは條例でこの一項に列記して
おります以外の公営企業にも適用し
て行つていい、又ここに列記してあり
ます企業で、水道事業で例えは四十

人、五十人未満というふうなものに
も、即ち規模以下のものにも適用して
行く、併しそれはいずれも條例で自主
的にきめさせようということござい
ます。併しながら條例できめさせると
きの基準を政令で設けることにいたし
ておきたいというのはいさういさう
ございまして、そうして條例で適用いた
します場合におきましても、この公営
企業の規定の或る部分だけをばら／＼
に適用するということは意味がござい
ませんので、管理者の規定或いは会計
の規定というものを一体として要する
に全部的に適用いたしますか、或い
は会計規定だけを適用するというふう
にいたしますか、さうな実情に應じ
まして適用の範圍を区分いたさせるこ
とが必要であると思つてあります
が、さうな区分を政令で基準として
定めるようにいたしたいというふう
に考えておるわけでございます。

○原虎一君 その「政令で定める基準
に従い」とありますから政令案とい
うのはできておるのでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは後刻
書面で御参考に供したいと思つて
おります。

○原虎一君 それからこれはまあ字句
にさらわれるようになりますが一応明ら
かにしておく必要があるのですが、第
二條の二行目にあります「常時雇用さ
れる職員の数が」となつておりまして、
要するに適用対象企業なるものは職員
の人数で定めるとそこで、この職員と
は、ということになるのです。この解

釈をどこかで與えておりますか。職員
とは、ということですね、この解釈、
どこか與えるところがありませんか。
○政府委員(佐久間君) この職員に
つきましては別に解説は出るところは
ございせんですが、いわゆる地方で
雇つております吏員というものもそ
のほかの職員も全部含めまして百人と
いうことになつております。

○原虎一君 例えは職員一人、二人の
認定によつて三十人になつたり二十
人になつたりする場合があるのです
ね。ですからこれは一応只今法律の
上においては明確にしておく必要があ
るのではないかと、こう思ふのです。

これに適用するのでしたら任意的な
わけですね。結局は人数が、これだ
けと明確になればこの法によつて公
営企業を作らなければならぬわけでし
ょう。強制になるわけですね。そうす
るとやはり私は、職員とは、というこ
とを一応明確にしておく必要が生ずる
のではないかと、こう思ふのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 御尤もで
ございます。只今公務員課長から申上
げましたが「常時雇用される職員」か
うになつておるわけでございますの
で、この企業のために常時事に従ひ
ております職員の数が五十人であ
るか百人であるかということの判定の
基準になると考えておるのでありま
す。

が五十人ですね、この場合に労働関係からいうと職員は成るべく公共企業体になつて公営企業労働関係法の適用を受けるのです。例えば当局は四十八人と見ておつた、併し職員側がこれは明らかに五十一人おると、こういうふうな言ひつたときに争が起るわけですね、そういうときの認定は、職員の数で定めておるだけに「職員とは」ということを明確に……、そういう争が生じたときには行政訴訟のようなものを起さなければならぬのか、その認定をどこでやるかという問題ですね、これは起き得ると思う。その数は多くはないかも知らんが起き得る問題だと思ふのです。

○政府委員(鈴木健一君) その点は先ほど申し上げたように常時この企業のために専任雇用される職員の数という具体的認定の問題でございまして、管理者と或いはいわゆる長その他の地方公共団体理事者側、或いは議会側と企業に従事しております職員との間に認定について違ひを生ずるというやうなことはまあ余りないと思ひますけれども、御指摘のごとく全くないというところはあり得ないと思ひます。さうな場合におきましてはこれは結局地方公共団体の経営する企業であるわけでございます、当該地方公共団体において長なり議事なり一応この法律につきましても運営の認定権と申しますか、そういうものを地方公共団体が持つことにならざるを得ないと思ひます。従つて長がこれについてその団体だけの限度におきましては認定の権限を持つと思ひますが、それが法律の定めておるところに違反しておるという場合におきましては行政事件訴訟特

例法によりまして権利関係の認定ということに訴ひたいし、それによつて果してこれが常時雇用される職員の数が法定基準に達しておるかおらないかという事実の確認を行政訴訟によつて最終的に行ひ得る、さうに考へております。

○委員長(西郷吉之助君) それでは門司来議院議員から衆議院におきます修正案について説明をして頂きます。

○衆議院議員(門司高君) それでは私から衆議院におきます修正をいたしました修正の部分について、修正の案文並びにその趣旨を御説明申し上げたいと思ひます。地方公営企業法に対する修正案でありまして、

地方公営企業法案の一部を次のように修正する。

(1) 第九條第十三号を第十四号とし、第十三号として次のように加える。

十三 その権限の範囲内において労働協約を結ぶこと。

こういう條文を一応挿入をしたわけでありまして、これはこの九條の管理者の権限の範囲内において行ひます事務の担任につきまして、ここにずつと十三まで羅列してあります、その中に労働協約に関するものが書いてあります。私どもはこれを管理者の持つております権限の範囲内において労働協約を結ぶことができるというところに改めたのであります。これはこの法案と密接な関係を持つております。地方公営企業労働関係法案の第七條(団体交渉の範囲)ということがあります、この中にやはり「労働協約を結ぶことを妨げない」という條文を書いておりまして、同時に一から五ま

での個條をずつと挙げておりますので、これらの問題につきましては、やはり管理者が自分の持つております権限の範囲内ではやはりこれに基いた労働協約を結ぶことができるというにいたしました。この親法案ともいふべき地方公営企業法と地方公営企業労働関係法の調整を図つたわけでありまして、次に

(2) 第十五條の一項中「地方自治法第七十二條第一項の職員でを創り、」

というようにいたしましたのは、この地方自治法の第七十二條の第一項というものは「前十一條に定める者を除く外、普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く」と書いてござい

ます。この吏員その他の職員というものは、長又はその理事者の定めする一つの補助職員でありまして、従つてこれがやはり理事者の意見で採用された者が、この管理者の管理いたしてあります事業の中に入つて来るというこ

とになります。一応管理者の権限に属する事務の執行を補助するものは、管理者が任免する」と書いてあります。併しなから實際の問題をいたしましては、丁度今日までありました例えは都道府県の本庁関係から派遣されて来た職員それから地方の職員とあります、非常に運営上困つた

のであります。そういう形がやはりこの中に出て参りました、一方においては管理者が自分の権限の範囲内で定めた職員、更にこの地方自治法の百七十二條の一項の規定に基いて理事者のほうから補助職員として参りました者との円満なる調整を図りますことのためにも、この「地方自治法第七十

二條第一項の職員で」という規定を削除いたしまして、そして職員につきましては補助職員につきましても、管理者の権限においてこれを任免することができるといふに改めて参つたのであります。

その下の「補助するものは」を「補助する職員は」と改めましたのは、さつき申上げましたような理由において字句の修正をいたしたのであります。それから

(3) 第三十六條中「別に企業職員の労働関係に関する法律」を「地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第 号)に改める」と書いて参りましたのは、

この法案を提案されたときには、まだこの地方公営企業労働関係法が提案されておりました、これがまだ通過いたしていませんでしたので、こ

ういふうに字句が書いてあつたのであります。すでに衆議院では地方公営企業労働関係法案が通過いたしてありますので、ことさらにこの企業職員の労働関係に関する法律というよりも、わかり易くその名前をそのまま承継したほうがよいというので改めたわけでありまして、従つてそのほかに何も他意はないのであります。

それから次の三十七條におきまして、第三十七條第一項中「管理者は」これを削つたのであります。更に第二項中の「管理者は、」はこれを削りまして、さうして「前項の職階制において」に改めて参つたのであります。これは企業職員については管理者が一方的に職階制を定めたり、或いは管理者が一方的に企業職員の「職務の種類及び複雑と責任の度に依つて分類整理し

なければならぬ」といふやうなことが

になつておりますが、併しながらこれも先ほど申しましたように地方公営企業労働関係法の七條におきまして団体協約ができるやうになつておりますのに、更に九條に団体協約を結ぶことができるという規定を挿入いたして参りましたのも、挙げて団体交渉の範囲においてこの手続を定めてもらう、理事者の一方的な職階制ではなくして、団体交渉においてそれらのものを一つ処理して行くやうにいたして参つたのであります。

それから更に三項を削つておりますが、これは原案におきましては「人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は、職階制の実施に關し管理者に技術的助言をすることができ

る。」と書いてありますが、仕事の実態から見ると参りまして一般職員と非常にその性質を異にいたして参りまして、現場における仕事でありまして、一般事務員と同じやうな採用の仕方或いは職階制等に対して定められるというこ

うことも如何かと存ぜられます。それから前條において管理者の一方的な職階制の制定に對してこれを削除いたしまして、さうして団体交渉の範囲にこれを任しましたので、従つてこの人事委員会の助言を削除することがいいと考へましたので、人事委員会の管理者に対する技術的助言をすることの條文を削除いたして参つたのであります。

それから第三十八條の第三項中の「給與額決定」といふのを削つたのであります。この「給與額決定」といふ文字を削りましたので、従つて三項は「企業職員の給與の種類及び基準は、條例で定める」と改めて参つたのであ

ります。これが企業職員の給与の種類であるとか或いは基準であるとか、或いはこれらの具体的に申しますならば給与をどういふふうにして支拂わなければならない、或いは給与の種類はこういふふうのものであるということ、これは一応やはり条例で定める。併し給与の額の決定というふうなことがなつて参りますと、非常に細かいところまでこの条例で定めるといふようなことになつて参ります、非常にこの基準という文字が強くたつて参りまして、その條例に縛られて、折角の労働者の団体交渉その他できめようといふことも支障があつてはならないといふことで、従つて「給与額決定」という文字だけを削除いたしました、こゝでは先ほどから申上げましたように給与の種類というふうなごく大ざつばな基準だけは條例で定めるといふことに改めて参つたのであります。

それから更に第三十九條であります。第一項第五号及び第八号並びに「を」第一項第五号に改めて参りました、そして「及び第八号並びに」という文字を削除いたしましたのであります。この地方公務員法の第八條の第八号におきましては「職員の研修及び勤務成績の評定に関する総合的企画を行うこと」となつておりますが、先に申しましたように人事委員会の管理者に対する助言の條項を削除いたして参りましたので、従つてこれと同じようにやはり地方公務員の「研修及び勤務成績の評定に関する総合的企画」を人事委員会がするようになつておりますので、人事委員会の助言を廃しました以上は、やはり地方公務員法の第八條の八

号も削除することが正しいと思ひましてこれを削除したわけであります。更に第三十九條におきまして「第三十七條」の次に、「第三十九條第三項」を入れましたのは、この地方公務員法の第三十九條第三項は「人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる」と書いてありますが、これもやはり前段も申しましたのと同じような意味で挿入することにしたのであります。それから次に「第四十條第二項」を入れたのであります。やはりこれも「人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に關し必要な事項について」勧告をすることができ、かういふことで地方公務員法ではやはり人事委員会にその勧告権を非常に大きく與えておりましたので、これもやはり前段に申上げましたと同じ理由で適用をしないことにいたしましたと考えたのであります。次に第四十五條の第二項から第四項までをやはり適用しないようにいたすことのためにこの字句を挿入したのであります。第四十五條の第二項は「公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者は、当該都道府県の人事委員会に対し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができ、かうなつておるのであります。更に第三項は「前項の請求があつたときは、人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当局に通知しなければならない。第四項は「第二項の規定による審査の請求は、時効の中断に關しては、裁

判上の請求とみなす。かういふような條文になつておるのであります。従つてこれに對してしまつても前段に申上げましたようにやはり人事委員会にすべてが委嘱されるような形になつておりますので、これも地方公営企業労働法の第七條の中にやはり「労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項」といふのが団体交渉の範囲の中に挿入されておりましたので、これをやはり団体協約によつてきめておきます。そして団体交渉によつてこれを定めて更にこれを労働協約にして頂くことにいたしました。人事委員会のこの審査その他の手数を省きまして、そこで労働組合に對してしまつて或いは労働者に對しては従つて労働基準法の適用をできるようにいたしたいと考えて参つたのであります。

以上が大体修正をいたしました總体的の趣旨でありまして、要約して申上げますならば、地方公営企業に従事したておられます労働者諸君の身分その他につきまして或いは懲戒その他につきまして、できるだけこれを私企業と同じように団体交渉の範囲でこれを決定して、そしてこれがやはり団体協約として結ぶことができるようにいたしました。これに従事いたしておられます労働者の基本的権利といふものを我々ではできるだけ尊重して行きたいといふことでかういふ修正をいたして参つたのであります。以上極めて簡単にございしますが、一応修正をいたしました趣旨を明かにしておきたいと思ひ次第でございます。

○委員長(西郷吉之助君) 今の修正案について御質疑はございませんか。

○原虎一君 大体自治庁の意向も聞いてやつたと思うのですが、その点はどうの程度に了解しておるのですか。

○衆議院議員(門司亮君) その点につきましては実は修正をいたしましたときに各派の諸君に寄つて頂きまして、更に自治庁からも事実上出て頂きまして、そして一応の了解を得て、衆議院におきましては共産党を除く各派の共同提案の形で提案いたしましたものでございします。

○原虎一君 共産党を除く共産、野党全部の共同提案なんですか、與党も加つて。

○衆議院議員(門司亮君) その通りであります。

○委員長(西郷吉之助君) その他に門司代議士に御質問ございませんか。

○岡本愛祐君 ちよつと一点伺つておきたいのですが、政府原案には第三十九條にかつこの中に「第一項第五号及び第八号」とあるのですが、この八号は適用することにしていいのですか。

○衆議院議員(門司亮君) いや八号は適用しないことにしております。

○岡本愛祐君 ああそうですか、除くのですね。八條は適用しないがこれは適用する。今度やはり適用しないことになつたのですか。

○衆議院議員(門司亮君) さうでございます。適用しないことになつたのです。

○岡本愛祐君 それでいいのですか。なぜ間違えたのですか。

○政府委員(佐久間重君) 間違えたのじやございませんで、政府原案におきましては職員の研修、それから勤務成績の評定につきましては先ほど御説明の

條第二項におきましてそれ／＼人事委員会が任免権者に勧告することができるといふ條文があつたわけであります。この第八條の第八号はその條文を受けまして人事委員会の職務として布かれたのであります。あとのほうの三十九條第三項、第四十條第二項が先ほど御説明のありましたような趣旨で削除になりましたので、適用外になつたのであります。

○委員長(西郷吉之助君) 他に門司君に御質疑ございませんか。他の点について御質疑ありませんか。

○岡本愛祐君 第二條の第一項ですが、なぜこの事業種類によつて五十人に限定されたり、百人に限定されたり、三十人に限定されたり、まち／＼になつておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公営企業の企業法案におきまして定めております点は、組織の点と財務の点、労働関係は別個になつておりますが、この組織なり財務なりに関する規定をいたしまして、地方公営企業をいかに公共性の原則を保持しつつ経済性を考えたわけでございまして、さういふ点から申しますと或る程度組織にいたしまして財務にいたしましても複雑なる行政処理を必要とすることになりまして、先ほど申上げましたように相當の専門的な、殊に会計経理等につきましては専門的な職員の配備を必要とするわけでございします。従つて相當程度の大きな規模のものであることが必要になつて来るわけであります。殊に新しい制度でございしますので假にそれが非常に合理的に運用せられるこ

とになりまして、将来これができるだけ広く普及をして行くということになりまして、先ず差当つては相当規模の大きな、基礎のしつかりしたものに強制適用して、あとは実態団体が適用してもいいという、又適用を受けても十分その能力があるという自主的な判断をいたしましたものに任意適用をして行こうと、こういう考えでございます。そこで大体五十人、百人、三十人と申しますのはさような見地から人口十万人前後というところで企業に従事いたしました職員の数を一応統計的に比例しましてかような一つの目安を立てそれを若干調整いたしました数字でございます。

○岡本愛祐君 日本都市交通労働組合連合会というところから諮問が出ております。そのうちで下水道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業に常時これに従事する職員数を百人を五十人にするという希望が出ておる。又最近に水道事業の職員の場数が五十人が多過ぎるから三十人くらいにしてほしいというような陳情も出ておるのですが、人口十万人前後の都市をとつたと言われるのだが、今のような陳情はそういうことにおいてほかのバランスが崩れるということになりませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公営企業法で直接規定いたしておりますのは組織なり会計経理でございますが、労働組合職員団体のほうから特に重点を置いてこの規模の引下げ、言い換へれば適用範囲の拡大を要望しておりますのは主として労働関係の問題にかゝるものでございます。労働関係法は別個に立案をせられておりまして、これにつきましてはかような人員の

制限をいたしていいのであります。

これは当初基準を一つにしたらどうかというふうなこともいろいろ考えたのでございます。けれども、どうもこの労働関係と組織なり会計経理との関係の原則適用範囲というものは若干ずれても止むを得ないと、労働関係におきましては企業に従事したております職員に利益保護が、現在提案をいたしておりますような地方公営企業労働関係法のほうで、組織にいたすほうがよりよくかような施設の地方公務員の利益にもなるというふうな考えをしまして、これらについてはかような規模の決定を設けないで、大企業に従事いたしました職員に

いづれも労働関係のあの法律を適用することにしたておるのであります。従つて労働組合なり職員団体の要望しておる点はそのほかによつて私ども満たされておるのではないかと、むしろこれは公営企業の組織管理という面、或いは会計経理という面から如何なるところを抑えるのが適當であるかというところをめぐらしてかような基準を作つたわけでございます。これは新しい制度で又相當殊に会計経理等につきましては従来の官庁の現金主義の会計方式とは異なるた発生、主義の方式をとると、各種の償却なりその他の企業経理の方式をとつておりますので、やはり相當程度の大規模のものでございせん

と第一次的には無理ではないかと考えるのであります。将来これを更に引下げて一般的に適用範囲を拡大するといふことは考えられるのであります。第一段にはかような程度が適當である、こう考へておる次第でございます。

○岡本愛祐君 なお陳情では水道事業の中にそれと密接な関係のある改良下水道事業も加えてもらいたいという希望も出ておるのですが、水道事業ばかりでなく改良下水道事業を含むというふうには入らんのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 下水道につきましてはやはり相当多額の資金を投下いたしましたけれども、これが行なつて行けないわけではございませんが、今日の段階におきましては下水道は未だに普及の程度が非常に少いわけでございます。先ず指定施設を設ける段階にないればならない、かような段階にないればならない、かような段階にないればならない、これを独立採算制をとるといふ一般の公営企業の中に入れますと、これは実際にいって独立採算が困難でございます。又水道事業等を合せまして独立採算の経営にいたしますと、水道料金というもののほかから多額にとらなければならぬというふうなことで、無理に独立採算をとることが無理に考えられるのであります。そういう意味で原則的な適用の範囲にはこれを書きませんでした。併しすでに独立採算が可能であるような段階に普及度が達しておりますような下水道事業につきましては、これは二項の條例によつて当該団体がやるといふことで十分目的を達成するのではないかと。上水道と下水道を同時に経営をいたしておるものでも、例えば名古屋は或る程度独立採算が可能で段階になつておりますから、これは併せて二項によつてこれを適用して行くという途を開いておきますので、この点も心配ないというふうな考へておる次第であります。

○原虎一君 関連してですが、一番問題になるのが改良事業下水道の問題にしたいと思います。改良下水道なんかは自治体が政令で定める基準に従つて條例で定めるといふこの條文でやり得る可能性があるか、或いはそういうものは政令で定める基準に反するということになるのか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(鈴木俊一君) この政令で定める基準は先ほど申し上げましたように、この地方公営企業法の「規定の全部又は一部」とありますが、全部適用の場合は問題ないといひまして、一部を適用いたします場合に、勝手に部を適用した場合は、勝手に部を適用したとすることではなく、やはり或る程度合理的に一部を適用する、或いは会計経理の規定だけを適用する、管理者の規定だけを適用するといふことは、どうも實際的でございせん。この種規定を一部として適用するかどうかというふうなことを基準として特に政令で定めたいといふふうに考へておりますので、企業の種類についていろいろものには全然適用しないのだというふうなことを書けないことはございせんが、そこまで考へてはおらんのでございせん。従つて今のお話のような改良下水につきましては、特にこれを任意適用の範囲から除こうという考へはございせん。

○原虎一君 除こうという考へはないが、自治体が任意適用でき得るようになつていらないわけですね。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りでございます。

○原虎一君 全体的な問題で例えば資料によりますと、上水道事業では法律適用を受ける事業数が七十くらいになつておりますが、主なる自治体の意見を徴してこの法案を作るために参考にされたのか、その立案経過を一つお示し願ひたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公営企業法案につきましては、御承知のごとく地方公務員法の附則二十項に公営企業法の法律を作ること規定せられまして以来、政府といたしましては各方面の意見を徴しておつたのでございせんが、只今いろいろお話のございました各方面の労働組合、職員団体或いは水道協会或いは大都市の公営企業を担任いたしております局長、その他の専門家或いは各大学なりその他におきまして、公営企業の殊に会計経理の実態について研究しておられる人たちが、或いは国鉄なり専売公社等という方面の専門家の人たちがいろいろな方面の意見をあらゆる機会、あらゆる方法において聴取いたしまして、又立案の過程におきまして、その試案を各方面に参考を供しまして意見を徴してかような法案を作つた次第でございます。

○原虎一君 岡野國務大臣が今日労働委員会に御出席になつて、いろいろ公営企業労働関係法の関係で重要な点を御質問申上げたのですが、労働関係法とは直接これには関係がないと言へばそうですが、併しこういう法律ができましてそれに従つて労働関係法ができているという形になるわけですが、問題は企業体が円滑に運用されて第一條にある目的に副わなければならぬが、その点は労働関係にある。これは主として経営、財務、資金等がそれに付いてなければならぬが、申すまでもなくこの企業体の円滑なる運営がなくて

る協定、これは申すまでもなく協定の
両当事者を拘束するし、従つて管理者
がそれに付れました給與の引上げその
他の支出をしなければならんというこ
とになるわけであります。予算上資金
上不可能と申しますことは、結局議
会にかけて承認を経ました予算によつ
て、当該地方公営企業というものはや
はり地方団体の企業でございますから
地方団体の予算というものには拘束さ
れる、従つて予算を超えて支出を必要
とするようなかような内容の協定につ
いて直ちに地方団体自体を一つの裁定
で拘束するということは、やはり専
売、国鉄公社のようないわゆる公社と
いう一つの国の資本でやるものではご
ざいます。国とは別個の法人格を與
えられたものでございますとさような
考え方も成り立つかと思つてあります
が、地方公営企業につきましては特
別会計という形ではあります。が、に
か地方公共団体の直接経営する事業で
ございますから、予算上或いは資金上
不可能であるというものにつきまして
は、やはり所定の手続に従つて議会の
承認を経るということになつて初めて
勢力を生ずるといふことは、これは地
方公共団体という性格、又地方公共団
体の公営事業に従事いたします職員
も、地方公共団体の職員としていふ
全体の奉仕者という建前があるわけ
でございますので、一般の私企業のも
のとはどうしても建前が
違ひののではないかと。いうところから、

この公営企業労働関係法の規定というものは一般の労働関係法に比較いたしまして若干の拘束を受けざるを得ないのではないか、かように考えておるわけでございます。併し予算上資金上と

申しするが、地方公営企業につきま
しては、この公営企業法案において予
算の方式はこれを文言方式にいたし、
通常の官庁の予算方式と異なる形に
しておりますので、予算自体が相当の弾
力性を持つておるわけでありまして、
更にいわゆる弾力性というものを設
けておりました、企業の収入が殖えま
すならばそれに相応して一定の支出が
可能であるような規定をも公営企業法
の中に設けておるわけでございますし
て、さうな点から申しますと、予
算でくられるとは申しまして、普
通のいわゆる行政経費に比較いたしま
すと非常に弾力性があり、且つ寛大
なる拘束であるわけでありまして、その
拘束を越えた協定であるという場合
におきまして、これが一般の予算超過
の支出或いは予算外の支出ということ
で議会の承認を経るということになり
ますのは、これはどうも地方公共団体
の経費支出という建前から申しまして
止むを得ないところではないかという
ふうに考えておるわけでございますし
て、これらの見地から労働省との間に
かような労働関係法案の提出というこ
とに相成つた次第であります。

○原虎一君 鈴木次長の御説明で行き
ますと、予算上資金上可能なるものは
拘束を受けるということは、條文で行
けば地公労法のどれとどれによつてそ
ういふ結果になりますか、一応伺つて
おきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は勞
働関係調整法のいわゆる仲裁の規定
が、原則的には仲裁規定は両当事者を拘
束するわけでございますが、それに
對する特例を特に公営企業労働関係法
の中では第十條に、予算上資金上不可

能な資金の支出を内容とする如何なる
協定もこれは拘束しないということを書
いておきますので、特にかような十
條によつて制限をされておられません限
りには、これは一般の労働関係法の原則
によつて裁定が両当事者を拘束するとい
う原則的効力を生ずるものと考えら
れるわけでありまして。

○原虎一君 そうすると十條の反對解
釈ということになるんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りで
あります。

○原虎一君 そこでこういう現実の問
題が起きておる。仲裁裁定が起きた場
合において、仲裁委員は労使双方の十
分なる意見も徴し、事実調査もした結
果裁定が下るわけでありまして、そうす
ると下つた場合において、仮にその裁
定は私はいく加減なものでないと思ひ
ます。實際において仲裁委員は地方公
営企業体の経営実情を十分調査した結
果において裁定を出すわけでありま
す。併しそれは自治体の長は何ら責任
がなくて、その裁定全体を議會が承認
するまでは何らの責任を持たない、こ
ういふふうな私は説明も労働大臣から
聞いたし、條文解釈はさうなつており
ますが、この点は自治庁はどうです
か、間違ひはありませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の原委
員の仰せになりましたことをもう一度
お話しいたいと思ひます。

○原虎一君 予算上資金上不可能な裁
定が下つた、併しその予算上資金上不
可能なる裁定といふことも仲裁委員は地
方自治体の管轄内にある公営企業の
経営内容を一切調査し、それから自治
体の長の意見も徴して、そうして第三
者から見ても妥協なりという仲裁裁定を

下すわけでありまして。かくのごとき裁
定が下されてもそれに何ら長は拘束を
受けないで、その裁定そのものを予算
措置ができるでせんとするものでなし
に、裁定そのものが正しいかどうかと
いうことを議會で承認し、議會が承認
した後に於いて予算措置を長がやる、
こうなるわけでありまして。これは仲裁
委員としては一切の責任をもつてそう
いふことをあなたたがたは仲裁委員がや
つてくれるというお考えですか。これ
は私はそんなばか／＼しい仲裁委員は
御免こうむると、こうなつた場合はど
うなるか。私はそこまで今日は実は連
合委員会では労働大臣に伺わなかつた
けれどもこれは非常な問題である。と
いふのは現在國の公労法というものの
たしか十六條関係と思ひますが、これ
が非常に不備のために労働委員会では
五日間に亘つていろいろ／＼な學者、實際
に當つておる人の意見を徴して、例え
ば慶応大学の藤林敏三教授なんかの陳
述した意見は、一体政府が公社を拘束
せずして裁定そのものを議會が審議す
るようなことならば、私共は仲裁委員
を御免こうむるといふような陳述をさ
れておる。公社が拘束を受けて予算を
國會に出してその予算は國會が認め
る。認めん、こゝういふのなら自分
は予算を認めない、半減すべし、仲裁
委員の理由はあるけれども予算上でき
ないから半減すべしとか三分の一にす
べしといふことを國會がきめるならば
うなずけるけれども、自分らの裁定が
正しいかどうかといふことを又再審議
されるような形においてはもう仲裁委
員なんといふものはやりたくない、こ
ういふ意見である。従つて私は若し今

度のこの地公労法によつて行けば全く
そうなんです、藤林敏三氏が言つたよ
うに全く自治体側の責任といふものは
議會がきめるまで誰も持つていないと
いうような形において裁定を行つとい
うことになる、そうすると一体地方
労働委員会の仲裁委員といふものが良
かれ悪しかれ議會がきめるんだから
い加減にやつておけばいいというよう
なことにならんと限らないし、逆に
さういふ不見識のものならば自分らは
委員で仲裁をやることはおこたわりし
やうという問題が起きないとは言えな
い。まあ私共がこの場合仮に仲裁委員
だつたらそんなたよりないものならや
めたほうがいいといふことになること
は憂うべきことである。この問題を私
は言つておるのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 公労法の十
六條の關係につきまして御指摘のよう
なむづかしい問題がありますことは私
共承つておるのでございますが、先
ほどもちつと申し上げましたように國
鉄、専売公社といふような地方公共団
体の公法人的或いは地方公営企業のため
の公法人を作るといふことに相成りま
す、今の公労法と同じような建前
の規定の仕方が可能であらうと思ひ
ております。公労法自体についても御
指摘のような、少くとも予算に計上を
して出すという拘束力を與えてもよい
のではないかと、こゝういふような御意
見も無論あると思ひますが、この地
方公営企業法におきましては、やはり
地方公共団体の本質がそも／＼公営企
業を経営することにあり、公営企
業を経営することにあるのだというこ
とから、地方公共団体から別箇の組織
を切り離して公営企業を経営いたしま
すための法人を設けるといふことは、

これは地方公共団体の魂を奪つてしま
うことになりまして、さうな法人
を別箇に設けるといふことは適當でな
い。そこで地方公共団体の組織自体と
いたしまして公営企業の組織を如何に
すれば公共性と経済性の調和のとれた
組織が考えられるかといふことで考へ
たのがこの公営企業法案であるわけで
あります。さういふ点から申しますと
國の場合の國鉄専売公社と國の予算と
公営企業の場合における予算上資金上
可能か不可能かという問題は、より地
方公共団体の性格に強く影響を受け
る、形式的に申しますとさうな感じ
がいたすのであります。併しながら実
質的な解決をいたしましては、私共の
案におきまして國の公労法の場合
と殆んど変りがないような形で立案
いたしておるのでございますが、極く理
論的に問題を詰めて申し上げますと、や
はり申上げましたように、やはり公
共性といふものの影響をより多く受け
得る形になつておるわけございま
す。今御指摘のようなおよそ仲裁をい
たします場合に、仲裁委員の人たちが
地方公共団体の財政の状況公営企業の
経営、經理の状況といふもの、十分知
悉した上で裁定をされたのであるから
當然これによつて拘束せらるべきもの
であるといふことは、それだけのこと
を考へますと誠に仰せの通りである
と私共思ふのでございまして、地方公
共団体の長にいたしまして、或いは
いんや企業の管理者にいたしまして
も、いずれも自己の財産を運営するとい
うのではなくて、やはり法律なり條
例なり或いは予算なりによつて定められ
た限度においてのみ行為能力を持つて

これは地方公共団体の魂を奪つてしま
うことになりまして、さうな法人
を別箇に設けるといふことは適當でな
い。そこで地方公共団体の組織自体と
いたしまして公営企業の組織を如何に
すれば公共性と経済性の調和のとれた
組織が考えられるかといふことで考へ
たのがこの公営企業法案であるわけで
あります。さういふ点から申しますと
國の場合の國鉄専売公社と國の予算と
公営企業の場合における予算上資金上
可能か不可能かという問題は、より地
方公共団体の性格に強く影響を受け
る、形式的に申しますとさうな感じ
がいたすのであります。併しながら実
質的な解決をいたしましては、私共の
案におきまして國の公労法の場合
と殆んど変りがないような形で立案
いたしておるのでございますが、極く理
論的に問題を詰めて申し上げますと、や
はり申上げましたように、やはり公
共性といふものの影響をより多く受け
得る形になつておるわけございま
す。今御指摘のようなおよそ仲裁をい
たします場合に、仲裁委員の人たちが
地方公共団体の財政の状況公営企業の
経営、經理の状況といふもの、十分知
悉した上で裁定をされたのであるから
當然これによつて拘束せらるべきもの
であるといふことは、それだけのこと
を考へますと誠に仰せの通りである
と私共思ふのでございまして、地方公
共団体の長にいたしまして、或いは
いんや企業の管理者にいたしまして
も、いずれも自己の財産を運営するとい
うのではなくて、やはり法律なり條
例なり或いは予算なりによつて定められ
た限度においてのみ行為能力を持つて

これは地方公共団体の魂を奪つてしま
うことになりまして、さうな法人
を別箇に設けるといふことは適當でな
い。そこで地方公共団体の組織自体と
いたしまして公営企業の組織を如何に
すれば公共性と経済性の調和のとれた
組織が考えられるかといふことで考へ
たのがこの公営企業法案であるわけで
あります。さういふ点から申しますと
國の場合の國鉄専売公社と國の予算と
公営企業の場合における予算上資金上
可能か不可能かという問題は、より地
方公共団体の性格に強く影響を受け
る、形式的に申しますとさうな感じ
がいたすのであります。併しながら実
質的な解決をいたしましては、私共の
案におきまして國の公労法の場合
と殆んど変りがないような形で立案
いたしておるのでございますが、極く理
論的に問題を詰めて申し上げますと、や
はり申上げましたように、やはり公
共性といふものの影響をより多く受け
得る形になつておるわけございま
す。今御指摘のようなおよそ仲裁をい
たします場合に、仲裁委員の人たちが
地方公共団体の財政の状況公営企業の
経営、經理の状況といふもの、十分知
悉した上で裁定をされたのであるから
當然これによつて拘束せらるべきもの
であるといふことは、それだけのこと
を考へますと誠に仰せの通りである
と私共思ふのでございまして、地方公
共団体の長にいたしまして、或いは
いんや企業の管理者にいたしまして
も、いずれも自己の財産を運営するとい
うのではなくて、やはり法律なり條
例なり或いは予算なりによつて定められ
た限度においてのみ行為能力を持つて

これは地方公共団体の魂を奪つてしま
うことになりまして、さうな法人
を別箇に設けるといふことは適當でな
い。そこで地方公共団体の組織自体と
いたしまして公営企業の組織を如何に
すれば公共性と経済性の調和のとれた
組織が考えられるかといふことで考へ
たのがこの公営企業法案であるわけで
あります。さういふ点から申しますと
國の場合の國鉄専売公社と國の予算と
公営企業の場合における予算上資金上
可能か不可能かという問題は、より地
方公共団体の性格に強く影響を受け
る、形式的に申しますとさうな感じ
がいたすのであります。併しながら実
質的な解決をいたしましては、私共の
案におきまして國の公労法の場合
と殆んど変りがないような形で立案
いたしておるのでございますが、極く理
論的に問題を詰めて申し上げますと、や
はり申上げましたように、やはり公
共性といふものの影響をより多く受け
得る形になつておるわけございま
す。今御指摘のようなおよそ仲裁をい
たします場合に、仲裁委員の人たちが
地方公共団体の財政の状況公営企業の
経営、經理の状況といふもの、十分知
悉した上で裁定をされたのであるから
當然これによつて拘束せらるべきもの
であるといふことは、それだけのこと
を考へますと誠に仰せの通りである
と私共思ふのでございまして、地方公
共団体の長にいたしまして、或いは
いんや企業の管理者にいたしまして
も、いずれも自己の財産を運営するとい
うのではなくて、やはり法律なり條
例なり或いは予算なりによつて定められ
た限度においてのみ行為能力を持つて

おるわけでございますから、その予算
の限度を越えた行為能力というも
のではないわけでありませう。それで若し
も労働協約というものが地方公共団体
自体と締結できるというふうな立て方
をとりますならば、むしろ協約を締
結する前にその協約について議会の議
決を経て、そうして団体としての意思
決定のすべての手続を経た上で組合と
協約を締結するということになりま
す。ならば、これはもう協約自体が地方
公共団体を拘束するところ申してもい
いと思うのでありますが、さような手
続をとらないで管理者なり長だけが、
議会の権限できめず事項までも協約
を締結する、或いは全然地方公共団体の
本来の機関でない仲裁裁定の機関が、
地方公共団体の行為に相当するものを
やるということでは、それによつて地
方公共団体が拘束されるということは、
どうも地方公共団体の一般的な性格
から申しまして、呑み切れないわけ
であります。そこにいわゆる公共性とい
うものがあるわけでありまして、さよ
うな見地から、一面から見ますと甚だ不
徹底ではございますが、かような方
針で調節いたすより外ない、まあかよ
うに考えております。

○原虎一君 そういたしますと仲裁裁
定が地方自治体を拘束するという法律
になりますと、いろいろ他の法律関
係でそういう拘束事項が入る法律は違
法になるという事はありませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公共団
体の意思決定の方式というものが、ま
あ自治法なりその他の自治関係法律で
定まつておるわけでございますが、そ
の原則を特に法律によつて変更をする
という事は、法律の関係だけから考

えますならばこれは或いは可能かと
考えますけれども、今の地方自治の
本旨に基いて地方公共団体の組織運営
を定めなければならないというこの憲
法の規定は、地方自治の本旨という点
から、やはり組織運営を法律で定める
場合においても、一つの保障を與えて
おるといふふうに考えるわけでありま
す。そういう意味から申しまして地方
公共団体の活動というものは予算によ
つてきます。それがやはり地方自治の
本旨に合致するものであつて、今のそ
れを越えた方式として即ち一般の執行
機関なり、議決機関の方式によらない
でこれを拘束するというのは、例え
ば裁判所というふうな、憲法が直接さ
ような地位を與えておる機関によつて
地方公共団体が拘束されることは、こ
れは当然でございませうけれども、法
律的の効力を前提としたしまして、さ
うなところまで拘束力を及ぼすとい
うことは、やはり憲法上問題があるの
ではないかというふうに考えるわけで
ございませう。

○原虎一君 契約を結ぶのではなくし
て、仲裁裁定という一つの予算上資金
上直ちに履行できないものが一つの
判決の形においてこれは拘束するけ
れども、契約ではないのです。その
裁定というものを履行する手続をとる
義務が私は長にあつて何ら違法ではな
いと思ふ。すべてそのよしあしは最高
機関の議定がきめて行く、そうしてそ
の法律に基いて裁定が下つて、その長
と労働者と労働協約を仮に結んだとし
ます、併しそれは條件を付して、議会の
承認を経なければ履行できないです。か
ら、議会の承認の手続をとる長は責任
を持つて然るべきものである。この点

が持たしていいない。何故そういうこと
になつておるか。

○政府委員(鈴木俊一君) 仲裁裁定の
結果きまりましたことを長に對して予
算上当然にこれを計上せよという拘束
的な力を與えるという程度のことば、
御指摘のごとく、それが憲法問題に繋
がることまでは私どもは考えませんが、
そこまでは一政策上の問題になつて思
ひますけれども、教育委員会の例え
ば経費の計算等につきまして、現在教
育委員会のほうにおきまして、いわ
ゆる二重予算の方式があるわけであり
ますが、これも併し義務的な拘束力を
長に算入編成権に對して與えていない
のであります。裁判所によりまして義
務付けられましたことは、これはもう
憲法上当然やむを得ないことでありま
すし、さうあつて然るべきでありま
すが、その他の場合におきましては
は、地方団体の予算の編成ということ
についてはできるだけ拘束力を與えな
いで、さうして自主的な予算の編成が
可能であるように制度上いたしたいと
いうふうに私も考えておるわけでござ
いませう。そのことがやはりひいては
地方自治の本旨という上からも要望さ
れるのではないかと申すのでありま
す。併しお説のごとくせめて予算編成
権を拘束するといふぐらゐのことはよ
からうというののも一つの御見解と思
います。私が、私もまあ今申上げまし
たように考えておる次第であります。

○原虎一君 大体今日採決する予定で
ございませうか。

○委員長(西郷吉之助君) その点申上
げますが、まだ衆議院がこれから本会
議にかけますので、今日はちよつと。

○原虎一君 今日むりでしたら私も速
記をやめてもらつてよろしいのです
が。

○委員長(西郷吉之助君) やむを得ず
月曜にいたそうと思ひますが、できる
だけ今日質疑をお盡しになつて頂き
たいと思ひます。

○岡本愛祐君 今原さんの触れられた
公労法の第十六條の規定、それは私も
当時参議院の議院運営委員会の委員の
一員でありまして、一番初めのこの問
題の適用に關して關與したのですが、
私もどうも政府の解釈には納得できな
い点が多かつたのであります。その十
六條の規定と、今度審議しておる地
方公営企業法案の姉妹法といひますか
兄弟の法律である地方公営企業労働関
係法案の十條に同じような書き方をし
ておる。さういふ問題がある條文をそ
のまま取入れることについては非常に
おかしき思ふのであります。もつとは
つきりとしなければならぬと思ふの
であります。原さんが今日連合委員会
でいろいろ質問なすつておられた。私
もやろうと思つたのですが機会がな
かつたのであります。

それでついでに私はお尋ねしてお
くのですが、あなたがた直接の御責任者
でないけれども關係はなすつたのであ
りまして、さういふからお尋ねします。第十條
と第十六條の一項と書き方を違えて
ある字句を少しひつくり返してあ
る。それはつまり現在の公労法の十六
條の第一項は「公共企業体の予算上又
は資金上、不可能な資金の支出を内容
とするいかなる協定も、政府を拘束す
るものではない。」「今度の書き方は、十
條で「地方公営企業体の予算上又は資金
上、不可能な資金の支出を内容とする

いかなる協定も」そこまでは同じです
が、「当該地方公共団体の議会によつ
て所定の行為がなされるまでは、当該
地方公共団体を拘束せず、且つ、いか
なる資金といへども、その協定に基
いて支出されてはならない。」と
ありまして、つまり片一方の「又国会
によつて所定の行為がなされるまで
は、その協定に基いていかなる
資金といへども支出してはならない。」
という国会によつて所定の行為がな
されるまでは」といふのを資金の支出
だけにわけあつたのを、今度上に持
つて行つて、「地方公共団体の議会によ
つて所定の行為がなされるまでは、当
該地方公共団体を拘束せず」といふ
ふりに持つて来た。まあここにちよつ
と違つたところがあるように思ふので
すが、それは何か意識しておられます
か。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘の
ごとく若干表現は違つておるのでござ
いませうが、今御指摘になりましたよう
に順序を顛倒したという程度でござい
まして、特にこの表現によつて別個の
ことを現わさうという事ではありませ
んで、法制技術上の問題といたしまし
うだけでございませう。

○岡本愛祐君 それでは今度の地方
公営企業労働関係法案のほうの十條を
読んでみますと、さういふ支出を内容
とする如何なる協定も当該地方公共団
体の議会によつて所定の行為がなされ
るまでは拘束しないというので、大分
わかり易くなつたやうな感じが私はし
ておるのです。同じことではなかつて
で、少し変更をしたじやないかと思ふの
で、さうすると当該地方公共団体の議

会によつて所定の行為がなされる、第二項によつて、「前項の協定をしたときは、当該地方公共団体の長は、その締結後十日以内に、これを（中略）議会に付議して、その承認を求めなければならない。」これはまあ現行と同じであります。この点は同じと考えておられるのですか。

○政府委員（鈴木俊一君） 御指摘のごとく、この十六條は表現といたしましては非常に不明瞭でございます。不明瞭なる表現ではございますが、政府がこれによつて只今考えておりますと同じような内容のことをよりよくわかりやすく表現しようというのがこの十條でございます。従つて政府といたしましては解釈上何らこれに変更を加えていないという考えでございます。

○岡本愛祐君 そこで私はその当時、今の増田副幹事長が官房長官で主として答弁に当られ、又あとで当時の労働大臣の鈴木さんの答弁と食い違いが起つたりしたのでありますが、増田君は第二項の但書を補にとつて、「当該地方公共団体の議会がその締結の日から十日」、第三項の「前項の規定により当該地方公共団体の議会の承認があつたときは、第一項の協定は、それに記載された日付にさかのぼつて効力を発生するものとする。」で、これはまあ今度の規定ですが、そうすると地方公共団体が承認しなかつたときは、もう過つて効力を発生しないのだから駄目だ、こういう理窟であつたのです。そのとき私は言つたのですが、それはおかしいじゃないか、その読み方は論理に反するのだ、ないならば、逆は真なりと

いうことがあるのだが、この当該地方公共団体の議会の承認がなかつたときは発生しないというの、犬は動物である、こういう命題があつて、犬でないから動物でないという論理を使つておるのだ、それはおかしい、犬でなくとも猫でも動物であるのだ、犬でないから動物でないというのは非常におかしい、それでやつぱり私は、あなたもおつしやりみんなもおつしやつたように、「政府は」その時は政府、これは地方公共団体ですが、一応拘束されるので、そして承認しなかつたときには債務としてまだ残つておるのである。その債務はいつれ地方公共企業の予算上又は資金上可能な場合が出て来る。そのときには又承認して拂わなければならない。で、もう一度、この時に承認しなかつたからといつて永久にこの債務は消えてしまふというのじやない、こういうふうに考えているのですか、どうですか。そう読まなければならぬのですか、この十條は。

○政府委員（鈴木俊一君） この点、まあ十六條の問題としては私所管でございませんでございませぬが、今一旦協約が締結され或いは裁定が行われた場合におきまして、その裁定なり協定を議会に付議いたしましたしてそれを承認しない、即ち否決したということに相成りますならば、その問題はやはりそれで解決をしたというふうに一般的には見るべきものではないかと思ふのであります。この裁定の内容がまあ如何ような内容になつておりまするか、過分なものであるか或いは過分でないものであるか、これはやはり裁定の内容によつても違ふと思ひます。けれども、まあ多くの場合それら全体

を一つとして考えなければならぬ性質のものが多いと思ふのでございませぬ。さうなものでもございませぬならば、一旦議会に付議いたしましたして、議会在これを否認したということに相成りますならば、それでその裁定は遂に効力を生じないというふうに行行法においては解釈せざるを得ないのでございませぬ。この十條の規定におきましてもさうに解釈せざるを得ないのではないかというふうに考えるわけでございます。

○岡本愛祐君 政府の従来の御説明の仕方はそれでいいのですが、これは大いに疑問があるもので、もつとこれははつきりせられるかと思ふことではあります。まあこれは当面の問題ではあります。それでまあそれは附け加えて申しておいたものであります。今度衆議院の修正案につきまして政府の意見を聞いておきたいのであります。

大抵この衆議院の修正案は、当委員会に来ております地方公共団体の労働組合のほうの意見、それを取入れられたものと思ひます。そこでお尋ねしたいのですが、初めの政府原案におきまして八條と九條の關係です、労働協約を附け加えた問題であります、第八條に初めの政府原案では管理者が行えない事項即ち地方公共団体の長がやることの中に「労働協約を結ぶこと」とさうあつたのです、それをさういふ労働組合の意見によりましてそれを削除した。それが我々のところに提出された政府原案になつておると思ふのであります。そうするとこの政府原案では八條と九條とどちらにも「労働協約を結ぶこと」というのが入つてなかつたのです。それはどういふわけだつたのでしようか。入つてないとする

と、これは当然この四の「地方公共団体の長」であることはならない。

○政府委員（佐久間重君） 只今のお尋ねにつきまして経緯を申し上げます。政府は一番最初の案としてこの八條に「労働協約を結ぶこと」というのを入れておつた時代があつたのでございませぬ。そのときの考え方といたしまして、恐らくこの労働協約の内容となります事項が予算に關係する問題或いは又條例を修正しなければならぬ、実はできないやうな問題、さういふやうなものが恐らく相当多いのではなからうか、さういたしましたものとさういふ労働協約を管理者と締結いたしましたし、予算上な條例なり、議院に提案をいたさなければならぬやうなものでございまして、管理者限りでは何ら問題は解決されません。それでその労働組合といたしまして、折角締結いたしましたし、実現が思ふやうに

歩まないといふやうなことになるので、それならばいつそ長を原則として相手方にする、で、無論この長が管理者に委任をいたしますれば、これは委任の一般原理によりまして管理者が相手方になり得るわけでございます。長を立てることを建前といたしまして第八條に規定するのがよいのではないかとこの考え方をいたしておつたのでございませぬ。併しながらその後よく検討をいたしてみますと、管理者限りでも十分権限内ではなし得る、解決のできる問題も相当あるわけでございます。大抵さういふものにつきまして一応長にしておいて、長から委任をさせるということよりも、端的にさういふ問題につきましては管理者を相手

方として労働協約を締結することができるといふふうにいたしますことがむしろいいのではないかと。さういたしますと労働協約の内容といたしまして事項につきまして、それ／＼長の権限に關係いたしましたして管理者だけでは処置ができない問題であるか、或いは管理者の権限内では処理できる問題であるかというによりまして、或いは長が相手方になる、或いは管理者が相手方になるというふうにいたします。このほうがより適當ではなからうかという考え方がなりました。両方とも労働協約をどちらの権限にするといふことを書かないで、さういふ解釈で参りまして、協約の内によつて権限の属するところのものを相手方にしよう、さういふ考え方をいたしたのであります。

今回衆議院の御審議におきましては、成るほど実体はさういふことではないが、併し全然何も書いてないと、その点があいまいで怪やかされて来る、そのことをめぐつて却つて争ひが起るやうなことがあつても困るからさういふ趣旨ならさういふ趣旨で、管理者の権限の範囲内において協約を結ぶといふことで明文を入れたほうがいい、さういふ御意見がございまして、そのやうな修正をいたしたのであります。

○岡本愛祐君 それでは衆議院の修正をしたのは念のために挙げたのであつて、その権限の範囲内において労働協約を結ぶといふことは初め政府としては考へておつた通りである、さういふことですね。

○政府委員（佐久間重君） さうでございます。

○岡本愛祐君　じやその点はわかりました。それから十五條の「地方自治法

第百七十二條第一項の職員で」というのを削つた理由ですね、それをもう一度政府のほうから御説明を願いたい。

○政府委員(佐久間重君)　これも實際の意味につきましては別に違つたお考

えでお断りになつたようには存じておりません。私どもの承つておりますところではこの「地方自治法第百七十二條第一項の職員で……」というこ

とが上にかぶさつておきますと、本来この法律によりますと地方自治法第百七十二條の特例といたしましては、長が任命権を持つべきものに相当

する職員につきまして全部管理者が任命権を持つ、ただ主要な職員につきましてはあらかじめ長の同意を経る、こ

ういう建前になつておきますのが、「地方自治法第百七十二條第一項の職員で」ということを上に書きますこと

によつて、何かその管理者の任命権者といつた趣旨ははやかされて見える。そういうようなことであればこれをむしろつたほうがいいのではないか、こ

ういう趣旨のうちに承つておきます。

○岡本愛祐君　それではそれも政府と同様の考えである、念のために削つたというわけでございますね。

次に三十七條の第一項中管理者を削つて、又二項中に修正した、そして第三項を削つた、これは大体職階制を設けることについて労働組合が非常に反対であつたのですが、職階制は一応残しておる、なぜこ

う修正をされたのですか。それについて政府側からもう一度御説明になつて下さい。

○政府委員(佐久間重君)　三十七條につきましては只今お言葉もございまして、たように、職階制といふものを企業職員には全然実施をしないことがいいのではないかと

いうような御質問もあつたのでございまして、併しな

がらこの職階制と申しますのはその二項に書いてありますように、職員の職務の種類、複雑さ、或いは責任の度に

応じて分類整理いたしまして、それによつて人事管理を合理的に科学的にやつて行

かう、こ

ういうことであるので、その意味でそういうような事柄は一般職員でありまして企業職員でありまして

と両方とも必要なことである。むしろアメリカ等におきま

する発達の沿革を聞いてみましても企業体等におきましてこの効用がい

ち早く認められて、それからだん／＼発達して来たといふやうなことも承つてお

りますので、政府といたしましては企業職員であるから職階制を実施する必要はないといふことは毛頭考えていないのであります。ただ一般職員と職務の内容が違

ひ、何かこの條文によりまして職階制を実施することが管理者の専断的な権限になりまして、これが労働協約の団

体交渉の対象にならないやうなふう

に受取れるという御説明があつたのであります。私どもといたしましては無論この職階制の内容となりましては給與、その他のことにつきましては団体交渉

の対象になりますことは、労働関係法の第七條の規定から見ても当然であり

まして、むしろ管理者が実施をいたしま

す場合にも団体交渉で労働協約できま

りました内容によつて実施することに

なるのだといふふうに予想いたしてお

るわけでありまして、そういう御趣旨で、同じような意味であります

が、「管理者は」といふことを特に削つたわけであり

ます。

それから第三項につきましては、これが私どもといたしましては管理者がそ

ういふことで職階制を実施いたします場

合に、人事委員会をおいてお

きます地方公共団体におきましては、人事委員会が一般職員につきまして任命権者

と別に一つの人事行政についての専門機関としてお

けるわけでありまして、この職階制につきましても特に人事委員会はその行政の専門機関とい

たしまして平素から研究をいたしてお

るわけでありまして、この管理者に對

して技術的な見地から助言をすることができるといふことにいたすこと

が、これに對してはおつたのでありま

すが、政府原案ではお

つたのでありまして、同じ職階制につきましても一般職員を對象とした職階制を平素研究しておる人事委員会であるから、企業職員についての職階制についてわざ／＼技術的助言をさせ

るといふことは適當でない、むしろ却つて一般職員のような頭で企業の実態に即さない助言をするやうなことも起

り得るのじやないか、そういう懸念があるからこれは削つたらどうか、こ

ういふことがございましてこれは修正になつたわけであり

ます。

○岡本愛祐君　もう一つ聞いてお

きますが、三十八條におきまして第三項の給與額の決定といふのを衆議院側では削つた、これは職員組合のほうは第三

項については当然団体交渉の方法を以てすべきであるから削除すべきである

という意見が出ておつたのでありま

す。まあそのつもりで削られたと思

うのであります。給與額の決定の基準は條例で定められないといふことにな

りましたのですか。

○政府委員(佐久間重君)　この政府の原案にお

きましては実は団体交渉で給與を決定いたす方式を認めました以上

は、一般職員のように條例で給與の額の詳細、例

えば何級何号俸といふ給與表のよう

なもので、一般職員について條例できめていたのであります

が、そのやうなことで條例できめることは団体交渉を認めた趣旨に合

わらない。そのやうな考え方からこの第三十八條第三項で種類と基準とに限定いたしま

した趣旨は、種類と給與額の決定額そのものはきめてお

りませんが、給與表そのものではありま

せんが、あの給與表の前提とな

ります一つの基準、例え

ば最高額と最低額の間のきざみ方はど

ういふやうな原則でやつて行く、或いは

能率給をどの程度加味するといつたよ

うな給與表決定に至るもう一つ前の段

階の給與の基準額を條例としてきめ

て、その他を団体交渉によつてきめ

るといふことにし、なお又団体交渉によ

りまして現在の條例と抵触する問題に

つきましては、無論労働関係法の條

例によつて処置をとるわけでありま

すが、そういうやうなことで原案はでき

たわけであり

ます。それ

に對して

は全部條

例を外し

まして

団体交渉

に一切委

してはど

ういふやうな議論もあつたのであります

が、地方公共団体の経営いたしまして企業であります以上、極く大枠だけを條例で議会の全

体の意思で一応きめて、その枠内でも

つて団体交渉をするといふことが当然

ではな

かといふことを申し上げたところ、その

点はさうであらうといふふうに御理解

頂いたのであります。たださうい

う政府側の氣持を給與額の決定と書いてありますと、どうもそれをさうい

ふうにとれない。むしろこ

こで給與額を決定するといふことは、給與表何級何号で幾らになるといふこと

まで條例できめるようにこれではとれるとい

う御指摘もございまして、極く大枠だけを條例できめておくとい

ふ趣旨から、むしろ給與額の決定といふ字句を取つた

ほうが政府側の氣持とマッチするし、又衆議院の修正をいた

しました骨子にも合

うといふことで修正になつたのであります。

○岡本愛祐君　それでは給與額の決定といふ字を削つたことは、給與の基準

という中に政府が原案で考

えておつたやうな給與の大枠とい

うやうなものは條例できめて行つて差

支えない、こういうことに衆議院側も了承しているわけですね。

○政府委員(佐久間重君) そうでございませう。

○岡本愛祐君 それはつきりしておかない、この点非常に大事な点ですから念を入れておきます。

○宮田重文君 一点お伺いしたいのですが、二十一條の料金のことなんですが、これは公正妥当なものでなければならぬ、それであとのほうに行つて「公営企業」の收支の均衡を保持させるように」ということになつておりますが、従来は料金の決定については、同じくそういうような形で料金が決定されてはいるのですが、そのような面は今後どういふふうになりますか、その点伺つておきたいのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は個々の事業法規によりまして定められております制限につきましては、当然これがかぶつて来るわけでありまして、従つてただこゝでの料金決定は一般原則をかうに表現したということでありませう。

○委員長(西郷吉之助君) ほかに御質疑はございませうか。

それでは本日はこの程度にいたしまして、月曜日の午後にでもこの法案を上げて参りたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十五分散会